

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月18日

【会社名】 曙ブレーキ工業株式会社

【英訳名】 AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 信元久隆

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町19番5号

【電話番号】 03(3668)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 CFO 荻野好正

【最寄りの連絡場所】 埼玉県羽生市東5丁目4番71号

【電話番号】 048(560)1501

【事務連絡者氏名】 経理部長 荘原健

【縦覧に供する場所】 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
(埼玉県羽生市東5丁目4番71号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年7月18日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行すること(以下、「本第三者割当増資」といいます。)について決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2019年7月18日付で臨時報告書を提出し、また、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、2019年8月16日付及び2019年8月26日付で臨時報告書の訂正報告書を、それぞれ提出しておりますが、本日開催の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「本事業再生ADR手続」といいます。)の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、当社が策定した事業再生計画案が本事業再生ADR手続の全対象債権者の合意により成立しましたので、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(8)新規発行年月日(払込期間)

(15)その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

(8)新規発行年月日(払込期間)

(訂正前)

2019年9月30日から2019年12月31日

(上記にかかわらず、割当予定先との間では、本出資契約において、2019年9月30日に払込みを行うことを合意していますが、2019年9月30日の前営業日までに本事業再生計画案が成立しない場合には、本出資契約に規定する払込義務の前提条件の全部が充足又は放棄された日から3営業日後の日又は当社及び割当予定先が別途合意する日(但し、払込期間中の日に限る。)に払込みが行われる予定です。)

(訂正後)

2019年9月30日から2019年12月31日

(上記にかかわらず、割当予定先との間では、本出資契約において、2019年9月30日に払込みを行うことを合意しています。)

(15)その他

(訂正前)

(前略)

2. A種種類株式の発行は、本臨時株主総会において、()本定款変更、()本第三者割当増資、()本資本金等の額の減少及び()本社外取締役選任に係る各議案の承認が得られること、並びに、2019年9月18日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

2. A種種類株式の発行は、本臨時株主総会において、()本定款変更、()本第三者割当増資、()本資本金等の額の減少及び()本社外取締役選任に係る各議案の承認が得られること、並びに、2019年9月18日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としておりましたが、そのうち、本事業再生計画案は、2019年9月18日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において本対象債権者の合意により成立しました。

(後略)

以上